

孤独・孤立対策の取組について

令和6年(2024年)4月、孤独・孤立対策推進法が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支えあい、人と人とのつながりが生まれる社会」への取組が一層求められている。孤独・孤立対策に係る区の今後の取組について、報告する。

1 孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業の採択について

令和5年度補正予算により行われた内閣府の「孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業」に応募したところ、令和6年6月4日付で取組団体として採択する旨の通知があった。

本事業は、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を後押しするとともに、地域における孤独・孤立問題に対する活動や分野横断的で先駆的な活動に対して支援を行い、地方公共団体の取組を強化するための調査事業である。

採択された地方公共団体は、内閣官房との連携のもと、孤独・孤立対策に関する官民連携プラットフォームの形成と関係団体の連携強化に主体的に取り組み、内閣官房と別途契約する受注者が伴走的に支援を行うこととなっている。

区では、ひきこもり、ケアラー、社会的孤立などへの支援施策の検討、地域包括ケアシンポジウムや見本市の開催など啓発・機運醸成に活用することを想定している。

2 地域包括ケア推進会議における孤独・孤立対策の検討について

地域包括ケア推進会議は、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図るため、区全域を対象とした三層構造の会議体の一層目の会議として平成27年度から開催してきた。

昨年度、第8期の地域包括ケア推進会議では、アウトリーチにより把握したケースを適切なサービスにつなぐための仕組みとして、コミュニティソーシャルワーカーの配置の必要性が議論された。また、高齢者以外にも生きづらさを抱えている人々に対するアプローチも求められており、地域包括ケアシンポジウムでは、「孤独・孤立を考える」をテーマとして議論を行った。

第9期では第8期の議論を踏まえ、全体会のほかコミュニティソーシャルワ

ーク部会及び孤独・孤立対策部会を設置し、地域団体や関係機関など従来の構成員に加え、地域包括ケア推進パートナーシップ協定事業者のオブザーバー参加を得ながら、それぞれの課題の検討を進めていく。

孤独・孤立対策部会は、孤独・孤立対策推進法第15条に規定される孤独・孤立対策地域協議会としての位置付けとなるよう、内閣府と調整するとともに、採択事業を活用しながら具体的な支援方策や関係機関との連携及び協働のあり方などの検討を行っていく。